

平成28年3月31日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収促進に向けた協力について（依頼）

平素から、産業廃棄物行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成25年10月に採択された水銀に関する水俣条約では、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することが求められています。

医療機関で使用される水銀血圧計及び水銀体温計は、液体の金属水銀を含有しており、使用されなくなった後の退蔵品については、第189回国会（平成27年通常国会）における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」において、「将来的な不適正処理のリスクを低減するため短期間に集中的に回収・処分していくことが望ましいことから、市町村及び事業者団体等と連携し効率的に回収等を行う枠組み（スキーム）を早期に構築、実施すること」が政府に対して求められています。

当省では、今般、医師会等が水銀血圧計等の回収事業に取り組む際に参考とすることで、水銀血圧計等の回収の促進が図られることを目的に「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」（別添1）を策定しました。同マニュアルは、東京都医師会が平成24年度から実施している自主回収事業並びに当省が川崎市医師会（平成26年度）及び静岡県医師会（平成27年度）とそれぞれ連携して実施した回収促進事業で得られた知見、平成27年度に全国5箇所で開催した普及啓発セミナーにおいて医師会等及び都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部からの出席者から頂いた御意見等を踏まえ、取りまとめたものです。

つきましては、水銀血圧計等の回収事業について貴管内の医師会等より御相談を受けた場合には、地域の実状に鑑み、回収事業の計画策定等について御協力をお願ひいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対して、都道府県医師会及び郡市区医師会への同マニュアルの周知について依頼しているところです（別添2）。また、厚生労働省医政局の了解を得ていること、念のため申し添えます。

同マニュアルは、当省のホームページ

（<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>）からもダウンロードできます。

